六	（略）
（削る）	
七～十一	（略）
（削る）	
十二・十三	（略）
（削る）	
（削る）	
十四	（略）
（削る）	
（削る）	
十五・十六	（略）
（削る）	
十七～二十三	（略）
（削る）	
二十四～二十六	（略）
（削る）	
（削る）	
二十七～二十九	（略）
（削る）	
三十	（略）
（削る）	
三十一～三十六	（略）
三十七	アナモレリン経口投与　体重減少（食道がんに対する食道亜全摘胃管再建術又は胃がんに対する噴門側胃切除術若しくは胃全摘術を実施したものに限る。）
三十八～四十二	（略）

第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

（削る）	
一	（略）
（削る）	
（削る）	
二・三	（略）
（削る）	
四・五	（略）

十二	（略）
十三	削除
十四～十八	（略）
十九	削除
二十・二十一	（略）
二十二	削除
二十三	削除
二十四	（略）
二十五	削除
二十六	削除
二十七・二十八	（略）
二十九	削除
三十～三十六	（略）
三十七	削除
三十八～四十	（略）
四十一	削除
四十二	削除
四十三～四十五	（略）
四十六	削除
四十七	（略）
四十八	削除
四十九～五十四	（略）
五十五	アナモレリン塩酸塩経口投与　体重減少（食道がんに対する食道亜全摘胃管再建術又は胃がんに対する噴門側胃切除術若しくは胃全摘術を実施したものに限る。）
五十六～六十	（略）

第四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

一	削除
二	（略）
三	削除
四	削除
五・六	（略）
七	削除
八・九	（略）